平成２３年（フ）第４８号
鳥取県倉吉市宮川町159番地30
債務者　玉川　　顕
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第１１６２号
広島県安芸郡坂町坂東２丁目２番26―105号
債務者　梅田　周作
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１８９号
広島市安佐北区落合南３丁目11番43号
債務者　仁村　雅信
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２１９号
広島市安芸区船越５丁目２番29―８号
債務者　新田　千鶴（旧姓下垣内）
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２３４号
広島市安佐南区山本６丁目31番57―13―１―203号　クローバーハウスⅡ
債務者　水木　　亮
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３９７号
高知市百石町４丁目12番28号　西岡荘１Ｆ３号
債務者　野﨑　利治
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５３１号
鹿児島県鹿児島市紫原２丁目40番27号　恵アパート103号
債務者　松下　道代
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５３７号
鹿児島県鹿児島市平之町４番11―201号
債務者　滝本　由佳
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５０７号
金沢市寺中町ロ67番地１　本堂貸家④、従前の住所金沢市大河端町東111番地５
債務者　吉村　　進
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第５０８号
石川県かほく市白尾ハ15番地１　コーポＣ＆M105号室、住民票上の住所石川県かほく市宇気ツ５番地38
債務者　田中はるみ
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４１４号
山梨県甲府市後屋町99番地３　エントピアナカザワＤ―101号室
債務者　正田　一幸
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４１５号
山梨県甲府市後屋町99番地３　エントピアナカザワＤ―101号室
債務者　正田沙矢香
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４３９号
山梨県甲府市上今井町1749番地８
債務者　古川　宏昭
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２７２２号
名古屋市南区豊２丁目13番２号　豊田町コーポラス211号
債務者　中島　　勝
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０９号
三重県伊賀市阿保139番地の７
債務者　明石　行正
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第３８８号
兵庫県川西市栄根１－７－４、住民票上の住所兵庫県川西市けやき坂３丁目３番地の５
債務者　砂野　健一
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３９６号
兵庫県宝塚市星の荘９番24号　シャトルM102号、前住所兵庫県伊丹市荒牧７丁目９番９―101号
債務者　東　　隆治
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部